2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たす鋼橋上部工新設工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式が単純鈑桁橋及び単純箱桁橋を除いた新設の鋼橋工事であること。

ⓒ　最大支間長が35m以上であること。

ⓓ　６径間連続以上の施工実績があること。

ⓔ　橋長240m以上の新設工事の施工実績があること。

ⓕ　鋼材重量が900ｔ以上の橋梁施工実績があること。

ⓖ　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、ⓐからⓖは製作から架設まで同一の橋梁で施工した実績であること。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記ⓗ「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

なお、本公告において申請できる技術者は１名とする（２名以上申請した場合は欠格とする。）。経常建設共同企業体（甲型）の場合も申請できる技術者は１名であるが、受注した際には全ての構成員が専任の技術者を配置しなければならない。ただし、工場製作における配置予定の技術者と架設工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作、架設工事ごとにそれぞれ１名申請することができる。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を全て満たす鋼橋上部工新設工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。

ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋及び単純箱桁橋を除いた新設の鋼橋工事であること。

㋒　最大支間長が35m以上であること。

㋓　６径間連続以上の施工実績があること。

㋔　橋長240m以上の新設工事の施工実績があること。

㋕　鋼材重量が900ｔ以上の橋梁施工実績があること。

㋖　当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、㋐から㋖は製作から架設まで同一橋梁での施工経験であること。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋖「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を全て満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。なお、①工事、②工事及び③工事の複数工事に参加を希望する場合でも技術提案は共通なものとし、工事毎に異なる技術提案をした場合は欠格とする。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。なお、②の評価は３件の工事において共通となる。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案（３件の工事において共通の技術提案）

指定テーマ：３工事に共通する、耐候性鋼材を用いた鋼橋上部工の工場製作時（鋼橋一般に関する事項、及び耐候性鋼材を用いることによる事項）における品質保持及び耐久性確保に配慮すべき事項について

⑵　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び施工方法等の技術提案もって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、上記⑴②の指定テーマ毎に評価を行い、加算点を与える。⑴②の評価は申請した工事において共通となる。